

須坂市フリースクール利用料助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号。以下「法」という。）に基づき、学校に通いにくい児童生徒が学習等の活動を行う場として民間の施設又は団体を利用するために要する費用の一部を支援し、当該児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、予算の範囲内で須坂市フリースクール利用料助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、須坂市補助金等交付規則（昭和47年規則第26号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 法第2条2号に規定する児童生徒のうち、市内に住所を有する者をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人その他の児童生徒が利用しているフリースクールに第4に規定する利用料を納入している者をいう。
- (3) フリースクール 長野県が実施する信州型フリースクール認証制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）により認証を受けた施設をいう。

(交付対象者)

第3 第1に規定する補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する保護者
- (2) 須坂市不登校児童生徒の民間施設等の利用及び ICT等を活用した学習支援における出席扱いに関するガイドライン（2025年2月20日 制定）に基づき、児童生徒が在籍する学校の校長から当該児童生徒が学習等を行う場としてフリースクールを利用することをもって、当該在籍する学校に出席しているものとみなされている児童生徒の保護者
- (3) 市税を滞納していない者

(対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の対象となる経費は、第6に規定する補助金の交付決定を受けた日の属する年度の4月1日から3月31日までに支払ったフリースクールの利用料とする。この場合において、実施要綱による認証が年度途中の場合は、当該年度の4月1日にさかのぼって適用できるものとする。ただし、入会金、教材費、実習費、交通費は補助対象としない。

2 児童生徒1人あたりの補助金の額は、1月につき交付対象者が支払った利用料の2分の1以内の額とし、1万円を限度とする。

3 交付金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告等)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、須坂市フリースクール利用料助成事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 利用料の支払いを証する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書兼実績報告書は、次の表に掲げる補助対象経費の区分に応じた提出期限までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

補助対象経費	提出期限
4月分、5月分、6月分及び7月分の補助対象経費	8月31日まで
8月分、9月分、10月分、11月分及び12月分の補助対象経費	1月31日まで
1月分、2月分及び3月分の補助対象経費	3月31日まで

(交付決定及び額の確定)

第6 市長は、第5の規定による申請があった場合は、須坂市フリースクール利用料助成事業補助金交付決定通知書及び確定通知書(様式第2号)を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7 交付決定者が補助金の請求をしようとするときは、須坂市フリースクール利用料助成事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。